

九四 尼子覚了氏

光運寺住職



尼子 覚了

「賞の連絡を受け、そのような身分ではないし、保護司の仕事は秘密裏に保護観察対象者の改善更生に努めねばならないので、叙勲等考えてもいませんでした。

又、僧侶は名欲は慎しまねばならぬと知りながら、謙虚な気持ちで拝受させていただきました。

一〇月八日勲記と勲章の伝達を法務省で受け、皇居豊明殿に於いて天皇陛下に拝謁とお言葉を賜りありがとうございました。

保護司として四〇年間、十分な更生保護も出来ず、汗顏の至りです。一隅を照らす者、之寶なり。これらも少しでもお役に立たせていただきます。そして町長さんを中心として犯罪のない野尻町になつてもらいたい極みであります。

合掌

（町報のじり）平成五年二月

明治初年に発せられた神仏判然令によつて、廢仏毀釈の流れは加速され、薩摩藩内には一仏寺も存在しないという事態になつた。その後明治九年（一八七六）九月五日、江戸時代時代の初期以来、一向宗禁制の鹿児島県で眞宗の布教が解禁された。三〇〇年にわたり禁制とされ、時には弾圧にさらされてきた眞宗門徒にとってこの上ない朗報であつた。

そこで先々代、洗心氏は明治一七年（一八八四）野尻村大字東麓眞宗本願寺は説教所を設立し更に須木郷・野尻郷両説教所布教滞在を願い出ている。

更に、明治三〇年三月一日 豊後から光運寺を移転することになる。

大分県豊後の国直入郡玉来村大字玉来眞正寺支坊眞宗寺本願寺派光運寺は從來の檀家が僅少になり永続が見込めなくなつたため、相立ちにくくなり、今回、宮崎県日向西諸県郡野尻村大字東麓崎園壱番地へ移転の願いが野尻村・玉来村関係者より大分県・宮崎県知事宛に許可願いが出された。

明治三一年（一八九八）七月二〇日内務大臣の許可が下りることとなり野尻の「光運寺」が宗教法人として発足することになった。覚了氏は三代目に当たる。

初代住職 尼子洗心・徹信—覚了…現代

勲五等瑞宝章（更正保護）

「賞の連絡を受

け、そのような身

分ではないし、保

護司の仕事は秘密

裏に保護観察対象

者の改善更生に努

めねばならないの